

県北広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年5月11日

県北広域振興局長 南 敏 幸

訪問介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-----------|----------------|------------------|------------|
| 0373200450 | 社会福祉法人慈孝会 | 鳥海の森ヘルパーステーション | 二戸郡一戸町中里字下前田3番地1 | 平成30年3月31日 |